

奈良県告示第七十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、令和二年五月二十九日次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

なお、当該認可に係る変更の内容は、これを省略し、奈良県食と農の振興部農業水産振興課において一般の縦覧に供する。

令和二年六月九日

奈良県知事 荒井正吾

漁業権者の名称	住所	免許番号	変更後の遊漁規則の施行日
吉野漁業協同組合	吉野郡吉野町飯貝	奈内共第二十二号	令和二年五月二十九日